



# キャリアデザイン通信

第3号

進路指導部だより

令和5年5月16日

都立水元小小学園校長

米谷 一雄



本号では、本校在学中から卒業時点までに手続き、申請が必要な愛の手帳(療育手帳)、精神保健福祉手帳などの障害者手帳についてお伝えします。本校が取り組んでいる一般就労にむけて、障害者求人による就職活動、通勤寮やグループホームなど生活の場の福祉サービスの利用については、愛の手帳などの障害者手帳を所持していることが前提になります。本号を御一読の上、進めていただきたく思います。

## 愛の手帳について

### ① 愛の手帳とは

知的障害者(児)が各種の援護を受けるために必要な手帳として、都が独自に設けている制度です。なお、国の制度としては療育手帳があり、「愛の手帳」はこの制度の適用を受けています。愛の手帳の交付を受けた方は、3歳、6歳、12歳、18歳に達した時、又はこの間において、知的障害の程度に著しい変化が生じたときには、更新の申請を行う必要があります。手帳を紛失又は破損したときの再交付の申請や、住所、氏名等が変更になったときの届出は、心身障害者福祉センター、児童相談所又は在住地を管轄する福祉事務所でを行います。

18歳未満は在住している区市を管轄している児童相談所、18歳以上は心身障害者福祉センターで申請となります。

### ② 愛の手帳の成人更新とは

「愛の手帳」を18歳以前に取得している場合は、18歳の誕生日以降、東京都心身障害者福祉センターにて成人更新を受けることができます。成人更新を受けることで、正式に住居地の福祉事務所(福祉課)に台帳として把握されることとなります。成人更新は、判定を希望する月の前月の初日午前9時から予約受付が始まります。1日が土曜日、日曜日、祝日等休日の場合は、休み明けの日が受付開始日となります。予約は必ず電話連絡で行います。更新の所要時間は2時間から2時間30分程度です。内容は、心理学的判定(面接・心理検査)医学的判定(問診・診察・身体測定)が行われます。

成人更新を受けられる場所は、本所(区部)、多摩支所(市部)どちらでも受けられます。

#### <愛の手帳成人更新予約先 問合せ先>

○東京都心身障害者福祉センター本所

電話：03-3235-2961

住所：新宿区神楽河岸1番1号

東京都飯田橋庁舎(セントラルプラザ)14階

毎月1日が予約開始日になります。

午前9時から開始となります。

必ず電話連絡で確認が必要です。

#### <愛の手帳成人更新予約先 問合せ先>

○東京都心身障害者福祉センター多摩支所

電話：042-573-3311

住所：国立市富士見台二丁目1番地の1

(東京都多摩障害者福祉センター内)

毎月1日が予約開始日になります。

午前9時から開始となります。

必ず電話連絡で確認が必要です。

## 精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳の制度は、  
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律が定められています。

- ・対 象：精神障害のため長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある者。発達障害の診断も対象になります。
- ・申 請 先：地域の保健所、保健センター（管轄は東京都の場合は衛生局）
- ・援 護 制 度：税制上の優遇措置などは愛の手帳と同じ
- ・有 効 期 限：原則2年間で、期限切れの前に更新手続きが必要 有効期限の3か月前から申請できる。

## 身体障害者手帳

- ・対 象：視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語機能、そしゃく機能、肢体不自由、心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害をもっている者
- ・申 請 先：各区の相談窓口（福祉課や福祉事務所）  
※指定医の身体障害者診断書（相談窓口にある）と写真、印鑑、住所が確認できるものが必要
- ・障害の程度：1級から6級までの等級があります。
- ・援 護 制 度：愛の手帳と同じく各種援護が受けられます。障害の程度により異なります。
- ・更 新：「愛の手帳」のような、成人判定はありません。ただし、障害の状態が変化した場合など、再判定を申し込むことはできます。

## 都営交通無料乗車券、都営交通乗車証の制度について

### <愛の手帳、身体障害者手帳を所持している方>

都内在住の愛の手帳または身体障害者手帳を所持の方は「都営交通無料乗車券」が発行されます。都営地下鉄、都営バス（江東01を除く）、都電、日暮里・舎人ライナーが無料で利用することができます。都営交通無料乗車券は、手帳が交付されたからといって自動的に交付されるものではありませんので、手帳の交付後、区市町村の窓口（障害福祉課）に行って申請手続きをする必要があります。

### <精神障害者保健福祉手帳を所持している方>

都内在住の精神障害者保健福祉手帳を所持の方は「精神障害者都営交通乗車証」が発行されます。発行窓口（都営地下鉄駅窓口等）にある申請書に必要事項を記入し、精神障害者保健福祉手帳を添えて申し込んでください。その場で乗車証が発行されます。